

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案

項目	内容	確認書を踏まえた修正の内容
消費税の税率及び引上げ時期 (2条・3条)	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年4月 5⇒8% ・2015年10月 8⇒10% 	○ 政府案どおり
所得税及び資産課税 (4条～6条)	<p>(所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税所得5,000万円超について45%の最高税率を創設 <p>(相続税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除の引下げ 5,000+1,000×法定相続人数 ⇒3,000+600×法定相続人数 ・最高税率 50%⇒55% 	<p>○ 原案は削除。</p> <p>一方で、附則に、所得税の最高税率の引上げなど累進性の強化に係る具体的な措置、相続税の課税ベース、税率構造等、及び贈与税の見直しについて検討し、その結果に基づき平成25年度改正において必要な法制上の措置を講ずる、旨の規定を設ける(附則20条、21条)</p>
検討規定 (7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者への配慮として、給付付き税額控除等及び簡素な給付措置に関する検討規定 ・その他消費、所得、法人、資産課税、歳入庁など多岐にわたる項目の検討規定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得者対策について、複数税率と給付付き税額控除のそれぞれの検討を明記(1号イ、ロ) ○ 簡素な給付措置について、消費税率が8%となる時期から暫定的かつ臨時的な措置として実施する旨を規定(1号ハ) ○ 円滑かつ適正な転嫁を行うための立法措置を明記(1号ホ) ○ 扶養控除や配偶者控除等に係る項目を削除(旧2号ロ、ハ、ニ)、歳入庁に係る規定を修正(8号)
景気条項 (附則18条)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後10%の平均で名目3%程度、実質2%程度の成長を目指し必要な措置を講ずる(1項) ・種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、・・・停止を含め所要の措置を講ずる(2項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○・・・財政による機動的対応が可能となる中で、・・・成長戦略や事前防災、減災等に資する分野に資金を重点的に配分するなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する旨の規定を挿入(2項) ○・・・停止を含む所要の措置の判断に当たっては、第1項及び第2項の措置を踏まえつつ行うものとする(3項)

(注1) 上記のほか、題名、1条(趣旨規定)についても、所得税、資産課税の見直しの削除に伴う所要の修正などを行う。

(注2) 上記の国税改正法の修正に伴い、地方税改正法についても所要の修正を行う。